

ことしも今月20日に、 消防演習が行われます



今月二十日(日)、午前八時三十分から旧和納小学校グラウンドをメイン会場に「岩室村消防定期総合演習」が行われます。これは、防火活動の円滑化と防火に対する理解と意識の高揚を図るために行われているもので、当日は、通常点検、部隊訓練、チビツ子消防隊によるミニ消防車の放水、各分団対抗による小型ポンプ操法競技会、レスキュー隊による車両救出訓練など、日頃行っている訓練の成果が披露されます。

ところで、演習の当日は、朝七時三十分には演習招集信号として、防災無線で全村にサイレンを鳴らしますのでご協力をお願いします。なお、仮想演習時に消防訓練を和納一、二、九区の西川堤防附近で行いますので、多少水しぶきなどのかかる恐れがありますが、皆さんの協力をお願いします。

6月6日~12日は 危険物安全週間です

「危険物その時その場が正念場」石油類をはじめとする各種危険物は、現代の産業経済社会において工業用の原料・燃料や日常生活に欠くことのできない燃料として大量に流通しており、その貯蔵、取扱施設も年々増加の傾向にあります。また一方では、管理不十分あるいは器具の誤操作などを原因とする事故も毎年各地で発生しています。そこで、今年も危険物の災害や事故の未然防止を図るため「危険物安全週間」が実施されますので、皆さんのご協力をお願いします。

危険物取扱者試験 準備講習会のご案内

下記日程により、講習会が開催されますので、受験予定の方はお忘れのないように。詳しくは消防署まで。

種別	実施予定日	会場	受付期間
乙4類	7/27-28	メルパルク新潟 (郵便貯金会館)	6/25~
丙種	7/28		7/2

6月 入梅

気温・湿度に注意しましょう
勸東北電気保安協会

ご協力ください ヘリコプターによる農薬の 「航空散布」を実施します

ことしも、稲の病害虫を防ぎ、おいしい米づくりのため、ヘリコプターによる農薬の「航空散布」が下記の日程により実施されます。期間中は、ヘリコプターのエンジン騒音などで、皆さんに大変ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

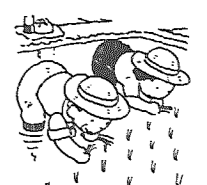
■散布予定日…6月23日(水)、7月24日(土)、8月8日(日) 散布時間…各日とも朝4時30分頃から9時30分頃までです。(雨天の場合は順延です)

なお、農薬散布中は次のことにご注意ください。
①散布薬剤はあびないように ②家の中に薬剤が入らないように戸締りはしっかりと ③自動車などに薬剤がかかると変色することがありますので、路上駐車の方はご注意ください ④洗たく物は戸外に干さないように ※通勤、通学の時間帯(午前7時20分~8時)は散布を中断します。

間瀬地区で松くい虫被害拡大防止の農薬散布
また村では、松くい虫の被害拡大を防ぐため、今年度「間瀬ノ浦地区」でヘリコプターによる航空散布を実施します。散布後は、薬剤が残っている場合がありますので、区域内には立ち入らないようご協力をお願いします。

■散布予定日…6月16日(水)、7月5日(日)の2回
散布時間…午前5時頃から7時頃までです。(雨天の場合は、順延となります。)

※なお、散布当日はシーサイドラインが一部交通止めとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。また、新潟市(%)、巻町(%)でも実施されますので、シーサイドラインの通行には十分にご注意ください。

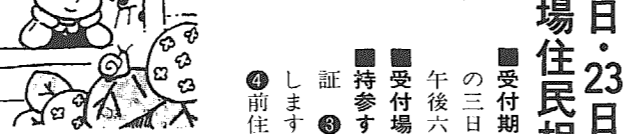


児童手当を受けている皆さん 6月は「現況届」の月です

■受付は、今月21日・22日・23日の三日間
役場住民相談室で行います

皆さんのなかで、児童手当・特例給付を受けているかたは、毎年六月中に児童の養育の状況や前年の所得状況などを確認するため、現況届をしていただくことになっていきます。

この届出をしないと、受給資格があっても六月以降の手当を受けられなくなる場合がありますので、忘れずにおいでください。



■受給資格：三歳未満の児童を養育している人(ただし、平成四年一月からの制度改正により、支給の対象となる児童の年齢については下表のような経過措置があります)

現在、児童手当を受給されているかたは、今月10日に指定された金融機関の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

6月は児童手当の支払月です!

児童の年齢	経過措置
第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童 3歳の誕生日の属する月分まで支給
第2子以降	昭和62年1月1日~昭和62年12月31日生まれの児童 5歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和63年1月1日~昭和63年12月31日生まれの児童 平成4年12月分まで支給
	平成元年1月1日~平成元年12月31日生まれの児童 4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日~平成2年12月31日生まれの児童 平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童 3歳の誕生日の属する月分まで支給

児童の年齢についての経過措置

書(今年の一月二日以後に岩室村に転入した受給者)

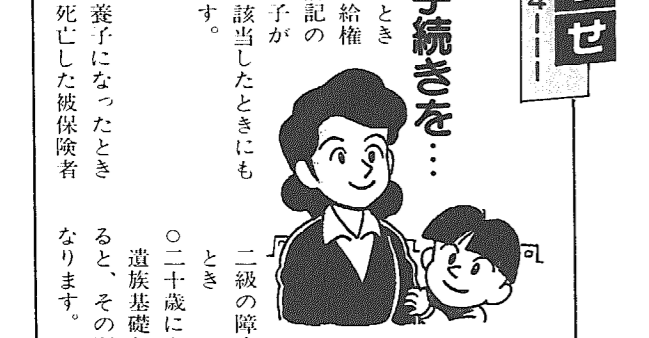
※現況届の用紙は役場に用意してあります。なお、児童手当や特例給付の受給資格があると思われるかたで、まだ手当の支給を受けていないかたの申請手続き及び詳しいお問い合わせは、役場住民福祉課・児童福祉係(☎82-411-11)まで。

国民年金からお知らせ

遺族基礎年金は、被保険者や老齢基礎年金の資格期間を満たした方などが死亡したときに、その人の子のある妻または子に支給されるものです。

ただし、受給権者が次のいずれかに該当したときは、受給権を失います。

- 死亡したとき
- 離婚したとき
- 再婚したとき
- 妻以外の人の養子になったとき
- 離縁により、死亡した被保険者



遺族基礎年金は、被保険者や老齢基礎年金の資格期間を満たした方などが死亡したときに、その人の子のある妻または子に支給されるものです。

ただし、受給権者が次のいずれかに該当したときは、受給権を失います。

- 養子になったとき
- 妻以外の人の養子になったとき
- 離婚したとき
- 再婚したとき
- 妻以外の人の養子になったとき
- 離縁により、死亡した被保険者

この場合「年金失権届」を役場に速やかに提出しなければなりません。

この届け出が遅れると、年金の過払いが生じてしまい、後でお返ししていただくかなければならない場合もあります。

届け出は速やかに行うようにしましょう。

なお、年金に関する届け出やわからない点などがありましたら、役場住民福祉課・年金係(☎82-411-11)までお気軽にご相談ください。

平成5年度農業大学校農業機械化研修生募集

研修名	研修対象者	会場	研修人員	開催期間	申込期限
農業機械2級研修	農業者等	前 大学校	概ね30人	7月27日~28日	6月30日
		現 地	未定	未定	
		後 大学校	1期30人 2期30人 3期30人	10月4日~7日 10月18日~21日 11月8日~11日	
農用トラクター特別研修	農業者等	農業大学校	10人	上記研修日	6月30日
主要農具整備研修	農業者等	農業大学校	乾燥機 コンバイン	8月4日 8月5日~6日	7月10日
女性トラクター基礎研修	農業に従事する女性	農業大学校	20人	7月20日~21日 7月22日~23日	6月30日
農作業安全研修	農業者等	農業大学校	20人	6年3月1日~2日	6年1月31日

◆申込み・問い合わせは、役場農林水産課までどうぞ。

6月は「土砂災害防止月間」です

ただいま工事中

工事名・場所	工事費(万円)	完了予定日	工事業者
■村道維持工事	(万円)		
下川原3号線(和納地内)	453	7/8	本宏建設(株)
金池神社脇線(金池地内)	158	7/8	渡辺組
岩室下ノ郷線(岩室地内)	170	6/18	岩室廣瀬組
和納上川原線(和納地内)	491	7/8	本宏建設(株)
夏井高畑線(夏井地内)	344	7/8	本宏建設(株)
西浦線(岩室地内)	126	6/18	本国土建設(株)
西中横曾根線(横曾根地内)	381	7/8	成田組
和納2区1号線(和納地内)	242	7/8	朝早川建設
■水道工事			
岩室配水区整備事業			
第1工区(岩室地内)	18,849	6.1/20	(株)水倉組
第2工区(岩室地内)	1,678	7/14	柏白井鉄工所
第3工区(岩室地内)	1,998	7/24	本宏建設(株)
第4工区(岩室地内)	6,622	6.1/20	豊工業(株)

ご存じですか、6月1日は 人権擁護委員法が制定された日です

人権擁護委員

みなさん、ご存じですか。六月一日は「人権擁護委員法」が施行された日です。

昭和二十三年に、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行されました。国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による「人権の番人」が誕生したわけですね。これが人権擁護委員制度の始まりであり、今年、世界人権宣言四十五周年目に当たります。

法務大臣から委嘱された当村の人権擁護委員は次の方々です。本間清さん(栄・☎82-411-2616)、光井智雄さん(和納四区・☎82-411-3063)。もし、人権などについてお困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

光井智雄さん (和納4区)

本間清さん (栄)